

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて

令和4年3月1日

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan



現状・対応方針

- ◎ 出入国在留管理庁においては、これまでも新型コロナウイルス感染症の影響により、本邦への入国時期が遅れている方に配慮し、入国手続に必要となる在留資格認定証明書（以下「認定証明書」という。）の有効期間を延長する措置を講じてきました。
- ◎ 今般、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を及ぼしていることに鑑み、下記のとおり、**認定証明書の有効期間の更なる延長措置を講じる**こととします（下記の「新たな取扱い」参照）。

※ なお、前回の申請内容から変更がなく、**2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書**を提出すれば、**速やかに新たな認定証明書を交付することとします。詳細はこちらを御覧ください。**

これまでの取扱い

①対象となる在留資格
在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格

②対象地域
全ての国・地域

③対象となる在留資格認定証明書
2020年1月1日以降に作成されたもの

- ④有効とみなす期間
- ・ **作成日が2020年1月1日～2021年10月31日**
→ **2022年4月30日まで**
 - ・ **作成日が2021年1月1日～2022年4月30日**
→ **作成日から「6か月間」有効**

⑤有効とみなす条件
在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合

参考様式 <別表第1の在留資格（例：技術・人文知識・国際業務、留学等）用>
参考様式 <別表第2の在留資格（例：日本人の配偶者等、定住者等）用>

※査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出してください。

新たな取扱い

①対象となる在留資格
在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格

②対象地域
全ての国・地域

③対象となる在留資格認定証明書
2020年1月1日以降に作成されたもの

- ④有効とみなす期間
- ・ **作成日が2020年1月1日～2022年1月31日**
→ **2022年7月31日まで**
 - ・ **作成日が2022年2月1日～2022年7月31日**
→ **作成日から「6か月間」有効**

⑤有効とみなす条件

在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合

参考様式 <別表第1の在留資格（例：技術・人文知識・国際業務、留学等）用>
参考様式 <別表第2の在留資格（例：日本人の配偶者等、定住者等）用>

※査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出してください。

日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について (Q&A)
(抜粋)

○ 教育課程を修了した場合の在留資格認定証明書の取扱いについて
(問6答抜粋)

入国前に教育課程を修了したことにより日本語教育機関を卒業し、大学等に進学することになった場合、進学先の教育機関において改めて在留資格認定証明書交付申請を行う必要があります。

この場合、進学先の教育機関による同申請に先立って日本語教育機関に係る在留資格認定証明書を返納する必要はありませんが、進学先の教育機関を所属機関とする新たな在留資格認定証明書の交付を受けたときは、申請人に対して、在外公館における査証申請時に、入国予定時点において在籍することとなる教育機関に係る在留資格認定証明書を提出・提示し、入国審査の際は、査証申請時と同じ在留資格認定証明書を提出・提示するよう必ず案内願います。

○ 入国の遅れ等により、進学就職に支障が生じた場合の対応について

問8 留学生が新型コロナウイルス感染症の影響により十分な学習期間を確保することができなかった場合において、帰国が可能となったときであっても通常認められる2年間の期間を超えて日本語教育機関に在籍させ、引き続き教育を行うことはできるか。

(答) (抜粋)

日本語教育機関に在籍する留学生のうち、令和4年4月期生までの者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初設定していた学習目標に到達しなかったり、入国時期が遅れるなどして、進学又は就職に支障が生じた場合は、通常認められる2年間の期間を超えて、当初の課程の終期から最長1年間のうち進学・就職に合わせた期間まで、在留資格「留学」に係る在留期間を更新し、当該機関において引き続き教育を受けることができます。なお、在留状況の不良により学習目標の達成が遅れた場合は、この取扱いの対象にはなりません。

留学生が引き続き教育を受ける場合に当たっては、学費等の変更事項について留学生に十分な説明を行うとともに、経費支弁能力を確認し、留学生の了承を得た上で、学習目標を達成するための適切なコースに編入等するようにしてください。

日本語教育機関の告示基準の一部改定について（意見募集）

1 意見募集対象

日本語教育機関の告示基準の一部改定案

2 意見募集期間

令和4年1月25日（火）～令和4年2月23日（水）

3 適用時期（予定）

令和4年4月1日（金）

4 改定概要（抜粋）

- ・ 専任教員数に係る経過措置の延長（附則第2条）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による日本語教育機関の経営状況に鑑み、令和4年9月30日までの専任教員の増員は困難であることから、本告示基準第1条第1項第12号における定員数当たりの専任教員数に係る経過措置を令和5年9月30日まで延長するもの。

5 改正内容（抜粋）

改正後	改正前
<u>附 則（令和4年〇月〇日一部改定）</u> <u>第一条 この基準は、令和4年4月1</u> <u>日から適用する。</u> <u>第二条 令和5年9月30日までの</u> <u>間における第1条第1項第12号</u> <u>の規定の適用については、同号中</u> <u>「40人」とあるのは「60人」と</u> <u>する。</u>	<u>（新規）</u>